

先進医療特約 無配当



自己負担となる 先進医療の費用をカバーします。

厚生労働省「第127回 先進医療会議資料 令和5年度実績報告」より算出。2022年7月1日～2023年6月30日の適応症での実績のため、現在と異なる場合があります。また、実施医療機関により金額は異なります。

※記載の技術名であっても適応症によって公的医療保険適用となる等、先進医療に該当しない場合は先進医療特約のお支払い対象とはなりませんのでご注意ください。

先進医療とは (2024年6月現在)

- ・新しい治療法のうち、将来的な公的医療保険の適用を前提に厚生労働大臣が定めた医療技術*1をいいます。
- ・先進医療の技術料は、全額自己負担となります。
- ・医療技術ごとに適応症(対象となる病気・ケガ等)および実施している医療機関が限られ、これらは随時見直されます。

先進医療にかかる自己負担の仕組み



特約をプラスすることで、この部分に備えることができます。

- ・病気やケガを原因として、先進医療による療養(療養を受けた日において、先進医療に該当するもの)を受けたときに、その技術料に応じた金額をお支払いします。
- ・先進医療給付金のお支払い額は、先進医療の技術料と同額となります(お支払い額を通算して2,000万円が限度)。

*1 ご加入時点で先進医療の対象であった医療技術でも、療養を受けた日において公的医療保険制度の給付対象となっている場合や、承認取消等により先進医療に該当しない場合はお支払いできませんのでご注意ください。詳しくは厚生労働省のホームページにてご確認ください。

*2 公的医療保険適用部分に対する一部自己負担は、高額療養費制度が適用されます。

*3 一部自己負担の割合は、年齢や所得によって1割または2割となる場合があります。



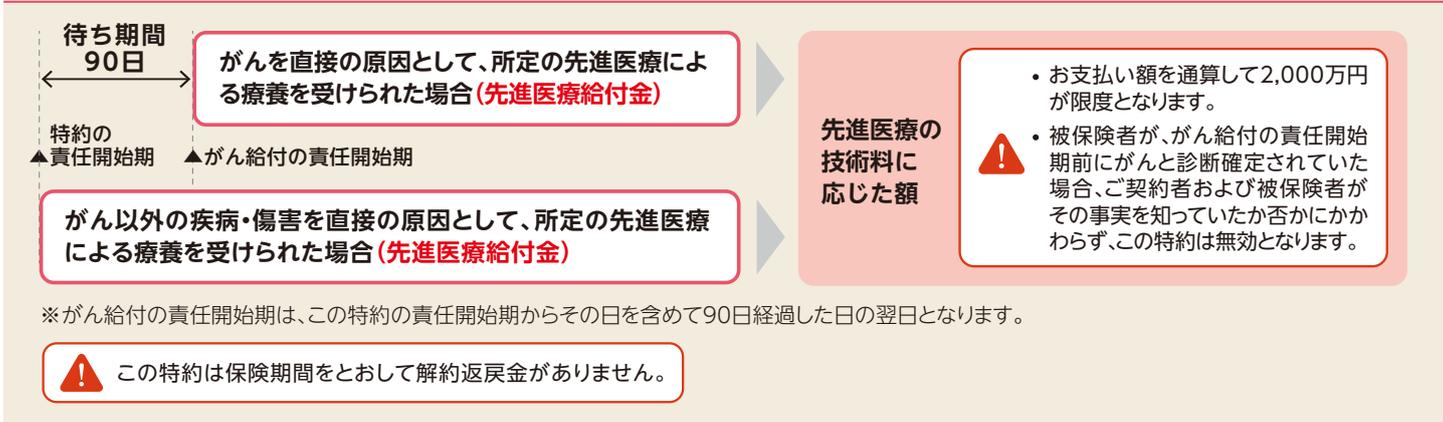
こちらの保険にプラスできます。

- **メディカル・ベネフィット**
総合医療保険(無解約返戻金型) 18
- **メディカル・ベネフィット リターン**
健康還付給付金特則付総合医療保険(無解約返戻金型) 18
- **総合医療保険** ■ **低解約返戻金特則付総合医療保険** ■ **長期総合医療保険**
- **がん保険** ■ **終身がん保険(08)** ■ **低解約返戻金特則付終身がん保険(08)**

※特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。
※新規にはご契約いただけない商品があります。詳しくは担当者にご確認ください。

お支払い事由

詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください



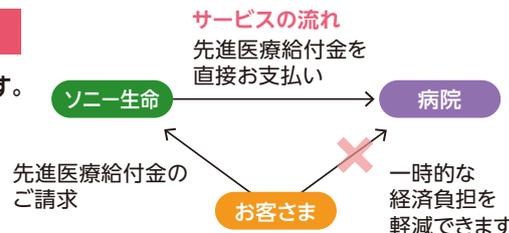
先進医療給付金の医療機関あての直接支払いサービスについて

所定の要件を満たした場合、先進医療給付金を当社から医療機関に直接お支払いすることができます。

<ご利用要件>

- 「重粒子線治療」または「陽子線治療」を受療され、先進医療給付金のお支払い対象であること
- 当社所定の医療機関で受療されたこと、その他当社所定の要件を満たしていること

※当サービスをご利用される際は、必ず事前に当社の担当者までお問い合わせください。



ご契約に際して

- この特約は、被保険者お1人につき、1契約のみの付加となります。

契約年齢の範囲 ▶ 保険期間5年：0歳～75歳 保険期間1年：0歳～79歳

保険料払込方法 ▶ 主契約と同様の払込方法

- 主契約の保険料払込期間経過後は、原則として年払でお払い込みいただけます。

特約の自動更新 ▶ 主契約の自動更新の有無にかかわらず、この特約の保険期間が満了したとき、被保険者が80歳*になるまで自動更新できます。

- 更新可能なご契約は、事前に当社よりお知らせします。特約の保険期間満了日の2週間前までに継続しない旨をご通知いただいた場合は、自動更新いたしません。
- *保険料払込免除特約が付加されている場合は70歳(保険料払込免除特約(20)が付加されている場合は80歳)

- ⚠ 更新後の保険料は更新時の保険料率で計算します。
- ⚠ すでに給付金のお支払いがあるときは、そのお支払い額を更新後の保険契約に通算します。

特約の中途付加

特約の中途付加

ご契約の途中でも特約を付加することができます。

⚠ 以下の場合、特約を中途付加することができません。

- ①保険料前納中
- ②保険料の払込が免除されている場合
- ③保険料払込済の場合
- ④主契約の払込期間満了まで1年未満の場合
- ⑤過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態などが当社の基準を満たさない場合(特別な条件をつけてお引き受けすることもあります)

※その他、会社の定める条件を満たさない場合、特約を中途付加できないこともあります。

ご確認ください

- ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- 当社の担当者は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- 担当者がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
ホームページ www.sonymlife.co.jp/

▶担当者の身分・権限についてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 **0120-158-821**

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。

なお、お問い合わせの際は、保険証券などの「証券番号」が分かるものをご用意ください。

登録No.SL-SP12-729

担当者 商品内容のお問い合わせは下記担当者までご連絡ください。